

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、東京都市公平委員会から平成26年8月1日に昭和病院組合が脱退し、平成27年4月1日から武蔵野市が加入することに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

## 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第一条 東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「法第九条第六項」を「法第九条の二第六項」に改める。

別表中「、昭和病院組合」を削る。

第二条 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、武蔵野市」に改める。

## 附 則

1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第一条による改正後の別表の規定は平成二十六年八月一日から適用し、第二条による改正後の別表の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規約第二条の施行の際、現に武蔵野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（委員の罷免等）</p> <p>第十二条 代表団体の長は、法第九条の二第六項の規定により 委員を罷免しようとするときは、その議会の同意を得る前に第四条第一項の例により協議しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第一条による改正後の別表の規定は平成二十六年八月一日から適用し、第二条による改正後の別表の規定は平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規約第二条の施行の際、現に武蔵野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。</p>	<p>（委員の罷免等）</p> <p>第十二条 代表団体の長は、法第九条第六項の規定により 委員を罷免しようとするときは、その議会の同意を得る前に第四条第一項の例により協議しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>立川市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、昭和病院組合、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合</p>